2024年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則

※下線部:改正箇所

2024年規定

第1章 大会告知

第1条(略)

○競技会の定義および組織

2024年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとにFIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2024年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2024年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

○競技会の名称

2024年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第 戦「 [競技会の名称] 」

- ○競技種目~○競技の格式(略)
- ○開催日程

<u>2024</u>年 月 日()~ 月 日()日間

- ○競技会開催場所~○競技会主要役員(略)
- ○参加申込および参加費用

2023年規定

第1章 大会告知

第1条(略)

○競技会の定義および組織

2023年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとにFIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2023年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2023年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

○競技会の名称

2023年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第 戦「 [競技会の名称] 」

- ○競技種目~○競技の格式(略)
- ○開催日程

<u>2023</u>年 月 日()~ 月 日()日間

- ○競技会開催場所~○競技会主要役員(略)
- ○参加申込および参加費用

- 1)(略)
- 2)参加受付期間:受付開始 2024年 月 日

締切日 2024年 月 日必着

 $3) \sim 6)$ (略)

○サービス員、サービスカー~○諸施設の見取り図(略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

- 1)~3)(略)
- 4) P車両については、2024年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の (1) \sim (5) に規定される。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保 および公害の防止上支障がない<u>2024</u>年国内競技車両規則第5編細則 に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許さ れる。

①車体外部

ア) ~エ) を簡易的(蝶ねじ等) または固定的(ボルト、ナット等) に 取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

ア) 空力装置

2024年国内競技車両規則第5編細則「アクセサリー等の自動車 部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装 着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意

- 1)(略)
- 2) 参加受付期間:受付開始 <u>2023</u>年 月 日 締切日 2023年 月 日必着
- $3) \sim 6)$ (略)

○サービス員、サービスカー~○諸施設の見取り図(略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

- 1)~3)(略)
- 4) P車両については、<u>2023</u>年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1)~(5) に規定される。
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保 および公害の防止上支障がない<u>2023</u>年国内競技車両規則第5編細則 に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許さ れる。

①車体外部

ア)~エ)を簡易的(蝶ねじ等)または固定的(ボルト、ナット等)に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

ア) 空力装置

2023年国内競技車両規則第5編細則「アクセサリー等の自動車 部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装 着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意 すること。

- -最低地上高
- -鋭い突起を有していないこと。
- -振動、衝撃等により緩みを生じないこと。
- -第4編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート (フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分)およびリアスカートの部品を取外すことができる。

イ)~ キ)(略)

②車体内部(略)

- 5)~6)(略)
- 7) B車両については、<u>2024</u>年国内競技車両規則 第3編スピード車両 規定第7章スピードB車両 規定にて課せられている以外に、下記の条件 を満たすものとする。
- (1) 参加車両

当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の最小値が、軽自動車は650kg以上、小型自動車・普通自動車は900kg以上の車両とする。ただし、同一車両型式に過給機付(ターボチャージャー、スーパーチャージャー等)と過給機無しの両方が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

- $(2) \sim (4)$ (略)
- (5) 車体及び構造

国土交通省通達:国自技第57号、国自整第55号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」により、以下の範囲を超える車体寸法および重量を変更した場合、構造等変更検査の対象となり、書類を持っていつでも証明できる

すること。

- -最低地上高
- -鋭い突起を有していないこと。
- -振動、衝撃等により緩みを生じないこと。
- -第4編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート(フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分)およびリアスカートの部品を取外すことができる。

イ)~ キ)(略)

②車体内部(略)

- 5)~6)(略)
- 7) B車両については、2023年国内競技車両規則 第3編スピード車両 規定第7章スピードB車両 規定にて課せられている以外に、下記の条件 を満たすものとする。
- (1)参加車両

当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の最小値が、軽自動車は650kg以上、小型自動車・普通自動車は900kg以上の車両とする。

- $(2) \sim (4)$ (略)
- (5) 車体及び構造

下記に示す範囲を超える車体寸法の変更をした場合、自動車検査証の 記載を変更し必要な書類を持っていつでも証明できるようにするこ と。なお、構造等変更検査を実施した場合も同様とする。

ようにすること。ただし、同通達にて指定される部品(指定部品)を 溶接またはリベット以外の取り付け方法により装着した場合を除く。

	長さ	幅	高さ	<u>重さ</u>
小型自動車 軽自動車	± 3 c m	± 2 c m	高さ ±4cm	<u>± 5 0 kg</u>
普通自動車	± 9 € m	± 2 C III		± 1 0 0 kg

(6) (略)

第3条 競技クラス区分(略)

第4条 参加者および競技運転者 (ドライバー)

- 1)参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、 JAF発給競技運転者許可証を所持する競技運転者は参加者を兼ねること ができる。
- 2)競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な競技運転者許可証の所持者でなければならない。

第5条~第10条 車両検査

第3章 競技に関する基準規則

第11条~第15条(略)

	長さ	幅	高さ
小型自動車 普通自動車 軽自動車	± 3 c m	± 2 c m	± 4 c m

(6)(略)

第3条 競技クラス区分(略)

第4条 参加者および競技運転者 (ドライバー)

- 1)参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、 JAF発給競技運転者許可証を所持する競技運転者は参加者を兼ねること ができる。
- 2)競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3)満20才未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第5条~第10条 車両検査

第3章 競技に関する基準規則

第11条~第15条(略)

第16条 一般安全規定

1)スピードN車両、スピードSA・SAX車両、スピードSC車両およびスピードD車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。

スピードP車両、スピードPN車両、スピードAE車両およびスピードB 車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着 が推奨される。

2)~9)(略)

第18条~第25条(略)

第4章~第8章(略)

以上

第16条 一般安全規定

1)スピードN車両、スピードSA・SAX車両、スピードSC車両およびスピードD車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。

スピードP車両、スピードPN車両およびスピードAE車両は、当該車両 に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。

2)~9)(略)

第17条~第25条(略)

第4章~第8章(略)

以上